

第5期美術品補償制度部会（第1回）・専門調査会（第1回）合同会議
（平成27年4月27日）における主な意見

（制度適用実績への評価について）

- 制度が適用された展覧会については、50%前後の保険料の軽減がなされており、現在の制度においても、保険料の軽減について一定の効果があると考えます。
- 制度適用の実績については、制度創設当初に想定されていた程度に適用されていると考えるが、適用の対象が大規模な展覧会に限られていることも事実であると受け止めている。

（民間保険会社との関係について）

- 展覧会の総評価額が50億円規模であれば、民間保険会社での引受けは十分可能な範囲であることから、補償範囲を広げる場合には、損害保険業界との役割分担を踏まえた慎重な議論が必要。現状でも、補償制度の適用除外となった作品に関して、又は所有者からの要請によって民間保険が手配される場合があり、事故が発生した際には民間保険との連動が避けられないことなどからも、役割分担を踏まえた検討が必要。
- 補償範囲の拡大を検討する際には、民間保険会社との役割分担だけではなく、今後、損害保険業界が従前どおりの引受け体制を維持するという観点からも、現在の50億円と比較して、極端な制度改定とならないよう留意願いたい。
- 海外では、何十億円、何百億円の損害が出るような盗難事故も起きている。民間保険会社で引き受けている美術品保険や、他の保険に比べて実績が少ないため、事故が起きた際に民間保険会社が補償できるだけの準備金を確保しておくことも、民間保険会社の役割であると考えます。
- 美術品保険は、大量に扱い、かつリスクの差がそれほどない自動車保険や火災保険と異なり、オーダーメイド型であり、海外のどこから借りるか、美術品の種類、展示期間、展覧会の開催場所が一箇所か複数箇所か、といったことが保険料に影響し、個々の展覧会によって保険料にかなり差があるのが実態である。また、民間保険会社が再保険を掛ける際のコストも保険料に影響する。
- 50億円までの保険料が高過ぎる中で、展覧会主催者が、制度適用への申請の手間を考えて、申請を控えるような現状がある。保険料が下がるなら、50億円を引き下げなくても良いと思うが、保険料が下がらないのであれば、50億円を引き下げべきと考える。

- 民間保険会社が引き受けるに当たってリスクのある地震による損害について、損害が1億円を超えれば国が補償するという現在の制度において、保険料の削減が5割程度というの少ないのではないかと。損害保険業界において、保険料水準が高値安定にならないよう検討することを望む。
- 展覧会によって保険料が異なり、保険料の基準がどのようになっているのか分かりづらい。

(望ましい自己負担額及び補償限度額について)

- 保険料軽減のシミュレーションを見ると、50億円を1億円に下げても、そこまで保険料は軽減されないという印象があるが、今回のタイミングで1億円まで引き下げてはどうか。その際、全ての展覧会を引き受ける必要はなく、民間保険会社との関係では、本制度の対象となるレベルの展覧会を引き受けるという役割分担にすれば良いのではないかと。

(制度による支援の目的・意義について)

- 展覧会の総評価額が巨額となる場合には、地震危険を中心として、民間保険会社において再保険キャパシティを確保することが困難な場合もあり、民間保険会社の引受け対応力に制限が生じた事例もあったことから、補償制度は、民間保険会社と補完関係にあると考える。
- 一方、展覧会の総評価額が巨額とならない場合、民間保険会社でも引受けは可能であることから、展覧会主催者側が、補償制度と民間保険とを比較して保険手配を検討するという状況は、本来回避されるべきである。
- 補償制度が、海外から美術品を借り受けて開催する全ての展覧会には適用されない中で、無料で補償が提供される補償制度の適用に当たっては、慎重な審査が必要である。

(その他)

- 民間保険会社の役割として想定される、損害が発生した際の査定業務等に関する業務要領を早期に策定願いたい。